

御嵩町子どもの読書活動推進計画 (第三次)

～読書で広がる子どもの未来～



令和5年4月

御嵩町教育委員会

目次

1, はじめに	1
2, 御嵩町子どもの読書活動推進計画の策定	1
(1) 策定の趣旨・目的	1
(2) 御嵩町の現状	2
(3) 策定の背景 国・県の動向	2
3, 計画の基本方針	4
(1) 計画の目指す姿	4
(2) 計画の基本方針	6
(3) 計画の位置づけと期間	6
(4) 計画の対象	7
4, 子どもの読書活動推進のための方策	7
基本方針1 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動	7
基本方針2 子どもの読書環境の整備・充実	10
基本方針3 子どもの読書活動に関する理解等関心の普及	11
5, 参考資料	13

1, はじめに

平成30年4月20日、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、文部科学省は、4月27日に、都道府県教育委員会教育長等に通知しました。

これは、政府がおおむね5年ごとに策定するもので、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針を示すものです。

計画の策定に当たり、特に高校生の不読率が依然として高い現状について要因の分析を行ったところ、①中学生までの読書習慣の形成が不十分であること、②高校生になり読書の関心度合いの低下が見られること、③スマートフォンの普及等による子どもの読書環境への影響の可能性があることが明らかになりました。

御嵩町も、このような状況を踏まえた取組を進めていくことが重要だと考え、家庭・地域・学校等の連携を明確にして、平成30年9月策定の「御嵩町子どもの読書活動推進計画」を見直しました。

2, 御嵩町子どもの読書活動推進計画の策定

(1) 策定の主旨・目的

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きていく力を身につけていくうえで欠くことのできないものです。読書や読み聞かせは、子どもに生きる力と喜びや感動を与えてくれます。子どもたちは読書により、視野を広げ、自ら考える習慣を身に付け、豊かな感情や思いやりの心などを育んでいきます。これからの多様で変化の激しい社会のなかで、子どもたちが自分の将来に夢をもち、自分自身の力で未来を切り開いていく力をつけるために、子どもの読書活動を推進していくことが求められています。

そのためには、子どもたちが発達段階に応じた読書の機会を得られるよう、社会全体で環境の整備に努めていくことが重要になってきます。

そこで、国や県の策定した子ども読書活動推進計画に沿い、町の実情を踏まえ、今後取り組むべき施策を具体的に示し、読書活動の充実に役立てるために令和5年版「御嵩町子どもの読書活動推進計画」を策定いたします。

なお、御嵩町立図書館は図書館と郷土資料館の複合施設として建設されており、「中山道みたけ館」という名称のため、この推進計画では『中山道みたけ館（図書館）』で統一してあります。

(2) 御嵩町の現状

御嵩町においては6校中5校の小中学校において、週1回以上の朝読書の時間が設けられており、それによって子どもたちに読書の習慣が根付いてきています。また、小学校では、全ての学校において読み聞かせボランティアによる児童への絵本などの読み聞かせが行われており、子どもに読み聞かせの楽しさを伝える場となっています。

保育園や幼稚園、子育て支援センターでは、保育士が毎日読み聞かせを行っており、園児への絵本の貸出などとともに、絵本を身近に感じられる取組を行っています。

中山道みたけ館（図書館）においては、平成8年開館当初より子ども向けのおはなし会「わくわくたいむ」を開催するとともに、「赤ちゃん絵本コーナー」の設置や児童書の収集にも力を入れてきました。

子どもの生活の基本は「家庭」です。乳幼児期からの読み聞かせの習慣が、その後の読書習慣につながっていきます。本のある暮らしを幼少期に習慣づけるには、家族が寄り添い、働きかけをすることが重要です。そのために、保護者などが読書活動の意義や重要性について理解を深め、乳幼児期には膝の上で一緒に読み聞かせを楽しみ、学童期になってからも共に読書を楽しむ機会を子どもに与えていくことも大切です。その他にも、成長段階に応じて子どもがより身近に本を手にする事ができる環境づくりをすることが求められています。

(3) 策定の背景 国・県の動向

① 国の動向

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立しました。この推進法は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としています。

また、推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（「第一次基本計画」）を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。その後、平成

20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画を定めました。

第三次基本計画期間中においては、学校図書館法の改正、学習指導要領の改訂等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされ、家庭、地域、学校等において様々な取組が行われてきました。

一方、依然として読書習慣の形成が十分でないなどの課題があるほか、情報通信手段の普及・多様化等、子供の読書活動を取り巻く環境の変化も見られます。第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、平成30年4月に新たな「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第四次基本計画」）を定めました。

② 岐阜県の動向

「未来を担う子どもたちは、様々な体験を重ねる過程で、人間性や社会性、問題を解決する能力や感動する心を育んでいます。中でも読書活動は、子どもの感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする上で不可欠なものです。子どもたちは、本との出会いを通して、広い世界を知り、知識を得たり考えを深めたりすることができるようになります。読書の楽しみを知り、読書習慣を身に付けることは、一生の財産を手に入れることと同じです。」

これは、令和2年3月策定の「岐阜県子どもの読書活動推進計画（第四次）」に記されている言葉です。まさに、読書活動の重要性を語っている言葉であり、いつの時代においても大切にしたい読書活動の不易の内容です。

第三次計画期間中、市町村推進計画の策定率は目標の100%を達成しました。一方で、子どもの読書時間が大きく改善されたとはいえ、また、児童生徒の学年が進むにつれ本を読まなくなる傾向もこれまでと同様であり、引き続き読書活動を促す取り組みが求められます。

「岐阜県子どもの読書活動推進計画（第四次）」では、第三次計画における成果と課題を踏まえるとともに、第三次計画の目標「生涯にわたって読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身に付ける子どもを目指した、豊かな心を育む読書活動の推進」と5つの基本方針を引き継ぎ、この目標を具現化するために今後望まれる方向を示しています。この「岐阜県子どもの読書活動推進計画（第四次）」が県内関係者に周知され、家庭や地域、学校、図書館等、それぞれの場所において、子どもの読書活動を推進するうえでの指針として活用されることを期待しています。

3、計画の基本方針

(1) 計画の目指す姿

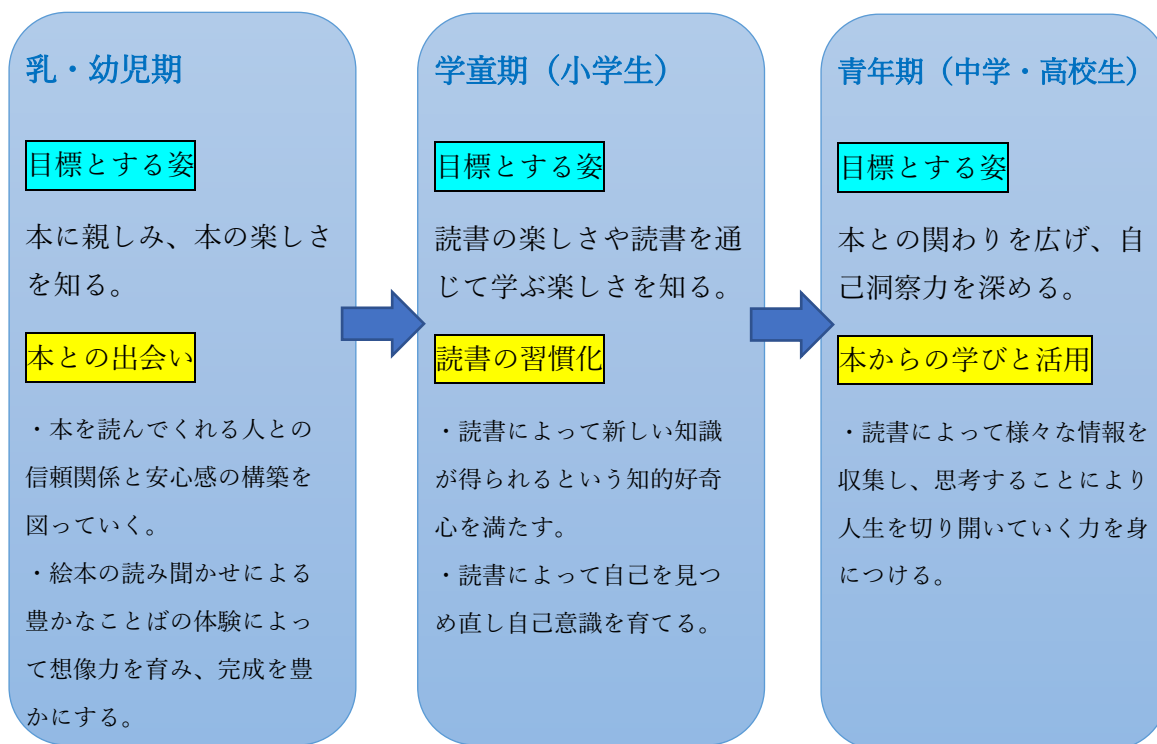
◆町の教育がめざす人間像（21世紀御嵩町教育・夢プラン基本構想より）

町の教育がめざす人間像として、一番大切にしたいことは、「笑顔」です。笑顔いっぱいの子どもたち、笑顔いっぱいの町民の皆さんとなることが教育の基本だと考えています。そのためには、「み」「た」「け」の3文字から、みんなで学び合う姿、たすけ合い思いやる姿、けんこうでみがき合う姿の3点を位置付け、御嵩町の皆さんが笑顔いっぱいになるよう努めています。

◆御嵩町の子どもの読書活動推進計画が目指す姿

読書は自由で自主的なものであり、「子どもの読書活動推進計画」は子どもに強制的に本を読ませようとするものではありません。子どもたちが本に出会い、本の楽しさ、面白さを発見することが重要であり、その環境を整えていくことがこの計画の目指すところです。御嵩町としては、町内の実情を踏まえ、次のとおり基本方針を定めます。

読書で広がる子どもの未来



子どもの読書活動は、その発達の段階によって形を変えていきます。

乳幼児期の読書推進活動の目標とする姿は、本と出会い、本を楽しむことにあり

ます。親子のふれあいにより親子の絆や、「語りかけ」を通して心と言葉が育まれ、安心感や信頼感を得ることができます。絵本のイメージと言葉が結びついてくると、言葉の意味が分かるようになり、絵本の読み聞かせを「楽しい」と思うようになります。豊かな創造力と言葉が育ってきた子どもは自分の思いを言葉で伝えようとする力が育ってくるでしょう。

また、乳幼児期は子どもだけで絵本を楽しむことが難しいことから、町内の様々な施設で読み聞かせを行い、絵本に触れる機会を増やしていくとともに、家庭での読み聞かせの要となる「保護者」へ絵本の読み聞かせの大切さを繰り返し伝え、親が子どもと一緒にあって絵本の読み聞かせを楽しむ環境が整うような働きかけをすることが重要といえます。

学童期（小学生）の読書推進活動の目標とする姿は、読書の楽しさや読書を通

して学ぶ楽しさを知ることにあります。小学生になると自分で本を読むことができるようになってきますが、低学年のうちはまだ読み聞かせによって本を楽しむ時間が必要です。学校での絵本の読み聞かせとともに、家庭での啓発活動をさらに推進していく必要があります。

読書によって知的好奇心が満たされていき、積極的に自分で本を楽しむようになった子どもは、読書の習慣化が図れるようになるでしょう。高学年になると、読書によって自己を見つめ直すことにより自己意識が芽生え、本への興味も幅広くなり、スポーツや歴史の本といった「教養としての読書」や調べ学習など「知識の習得のための読書」により読書の新たな魅力を感じられるようになってきます。一方では、読書に苦手意識を持つようになる子どもも増えてくることから、教師による子どもへの学校図書室利用の働きかけや、「家読(うちどく)」に取り組み、家族ぐるみの読書を啓発していくことも必要です。

青年期（中学生・高校生）の読書推進活動の目標とする姿は、本との関わり

を広げ、本を元に自己洞察力を深めていくことにあります。中学生・高校生になると本とのつきあい方も多分野に広がっていきます。読書により思考力が豊かになり、論理的に自分の思考を表現する力も伸びていく時期です。青年期に多くの本に触れていくことは、生涯を通じて読書を楽しみ学ぶ力を身につけていく上でとても重要なことです。読書によって様々な情報を収集し、それを元に深く自己を見つめることができるようになった子どもは、自分の人生を切り開いていく力を身につけていくことでしょう。一方で、この時期は部活動や塾通いなど、多様な生活スタイルの中で読書への興味が薄れ、読書習慣が失われてしまいやすい時期でもあります。一人ひとりに応じた働きかけが必要です。

このように、子どものうちから個人の発達にあった良書と出会うことにより、生涯にわたって心豊かで深い人生を送ることができると考えられることから、「**読書で広がる子どもの未来**」という姿を御嵩町の子ども読書活動推進計画の目指す姿に掲げ、それぞれの発達段階に応じた目標とする子どもの姿もあげました。

また、これらの目標を具体化するために、3つの基本方針を定めました。

(2) 計画の基本方針

①家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

すべての子どもが成長の過程に沿って読書の楽しさを知り、読書活動を広げていくために、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たすことが求められます。そのために御嵩町では、各関係機関と連携しながら読書に親しむ機会の提供と環境を整えていきます。

②子どもの読書環境の整備・充実

子どもの読書活動推進のためには、身近に読書が出来る環境を整備していくことが重要です。また、図書館司書・図書館担当教諭・学校図書館司書・読み聞かせボランティアなどを十分に活用していくことや保護者自身が本に親しむことも大切です。御嵩町はこのような観点から家庭での子どもと本との出会いの手助けや、中山道みたけ館（図書館）・児童館・学校図書室などの環境整備に努めます。

③子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動に対する関心と理解を深めるために、様々な機会を通して広く普及・啓発活動を行います

(3) 計画の位置づけと期間

① 位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づき、平成30年4月20日に策定された第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、第四次「岐阜県子どもの読書活動推進計画」を受け、「御嵩町第五次総合計画」「21世紀御嵩町教育・夢プラン」第四次改訂などとの整合性を図りながら、子どもの読書活動に関する取組を推進するものです。

② 期間

本計画は、御嵩町の子どもたちが心豊かに成長することを願い、子どもの読書活動推進に関する施策の方向性及び具体的な取組を策定したものです。

計画の実施期間は令和5年度を初年度とし、令和9年度末までの5年間とします。また、その後についても継続して計画の見直しをしていきます。

(4) 計画の対象

本計画の対象は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」、「21世紀御嵩町教育・夢プラン」と同様に0歳から概ね18歳以下の子どもとしています。

また、子どもだけでなく、子どもの読書活動の推進に関わる家庭・保育園・幼稚園・学校・地域なども対象としています。

4. 子どもの読書活動推進のための方策

【基本方針1】家庭・地域・学校等における子どもの読書活動

■施策1 家庭における子どもの読書活動の推進

具体的取組

①親子で読書に親しむことを推奨

・御嵩町は、保護者会や家庭教育学級で読み聞かせや読書の大切さを周知する機会を設け、親子での実践を奨励し支援する。

②ブックスタート類似事業の継続的な実践

・中山道みたけ館（図書館）は、乳幼児健診の場を利用して乳幼児期における読み聞かせの大切さを保護者に周知する。

③「子育てに絵本を…」活動の推進 例：あいあい・3歳児健診

・中山道みたけ館（図書館）は、ブックスタート類似事業のネクストステップとして、乳幼児と保護者のコミュニケーションづくりと「子育てに絵本を…」活動のきっかけづくりを支援する。

④「はじめて出会う絵本リスト」を活用した絵本等にふれ合う機会の創出

・中山道みたけ館（図書館）は、はじめて出会う絵本リストを毎年見直し、必要があれば随時改定し、子育て支援関係機関等に配付設置することで絵本等との出会いの機会を増やす。

■施策2 地域（図書館含む）における子どもの読書活動の推進

具体的取組

①読み聞かせボランティア団体の読書活動の充実支援

・子どもとの読書活動のきっかけづくりに重要な関わりを持つボランティア団体の支援と活動の場を提供する。

②母親クラブなど子育て自主団体への読書活動支援

・絵本や紙芝居の貸し出しや、読書活動に関する情報等の提供をおこない、活動の充実・活性化を図る。

③おはなし会（わくわくたいむ・えほんのひろば）の充実

・月3回のわくわくたいむ、月2回のえほんのひろばでの図書館職員による読み聞かせとブックトークを充実する。

④子どもたちの興味と関心を抱かせるテーマ別展示コーナーの特設

・子ども向け書籍類の特色ある陳列等、さらに工夫し特設コーナーの設置をおこなう。

⑤ブックトークの継続実施

・わくわくたいむに合わせ、ブックトークを図書館職員やボランティアが実施する。

⑥図書委員活動の充実

・図書委員によるブックトークや本の紹介をおこなう。

⑦子どもの読書に関わるレファレンスサービスの充実

・図書館職員が常時保護者の読書に関する問いに対して相談体制をとるとともに、選書等のアドバイスを実施する。

⑧ブックリストの作成と活用

・年代・テーマ別でブックリストを作成し、子育て支援に関係する団体・機関並びに学校と情報共有する。

■施策3 学校(幼稚園・保育園・子育て支援センター・保健センター含む)における子どもの読書活動の推進

具体的取組

①朝の読書活動実施

・各校一斉実施事業として展開している朝の読書活動により、読書を生活の中で習慣づける。

②「家族みんなで読書…家読」の啓発と実施推進

・子どものコミュニケーション能力向上と家庭における家族の絆の深まりを生む家読の啓発と推進を図る。

③学校図書館だよりや推薦図書の紹介を定期的におこなう

・毎月発行の学校図書館だよりの配布により、児童生徒や保護者の読書に対する関心・意欲を促進する。

④学校図書室や子育て支援機関における図書コーナーの利用促進

・学習の中での図書室等の利用に加え、日常的に足を運びたくなる空間づくりをおこない、本との出会い、本とのふれ合いの時間をつくる。

⑤家庭・地域と連携した読み聞かせ活動の充実

・保護者やボランティアなどによる読み聞かせ活動を実施するとともに、その活動を支援する。

⑥学校図書室等と中山道みたけ館（図書館）の連携活用

・教科や各領域での学習に学校図書室及び中山道みたけ館（図書館）を利用した学習を採用し、その活用方法を指導することにより、読書や探究活動を支える。

⑦絵本や紙芝居などを活用した読み聞かせ活動の充実

・幼稚園・保育園において、日々の保育・教育活動の中で読み聞かせを実施する。その実施には保護者・ボランティアを活用した地域との連携も含める。

⑧保護者への読み聞かせ啓発活動の推進

・乳幼児期や学童期の絵本等との出会いの大切さや読み聞かせの効果を保護者向け便り等

により周知し、発達段階等に応じた絵本等を定期的に紹介する。

⑨小・中・高各学校の課外授業として中山道みたけ館（図書館）の見学やインターンシップでの業務体験の実施

- ・図書館や読書への関心を高めるため、定期的を実施する。
- ・利用率が低い傾向にある高等学校については、授業カリキュラムの関係もあるが受入れ体制を整える。

⑩本や絵本に出てくる料理（お菓子含む）を月一回「図書献立」を給食で提供

- ・学校給食センターとタイアップし、本や絵本の中に出てくる料理（お菓子含む）を児童生徒に選定させ、給食献立として提供することにより、本の世界を体感することにより、図書に興味を持たせる。
- ・各学校図書館に「図書献立コーナー」をつくり、紹介する。

【基本方針2】子どもの読書環境の整備・充実

■施策4 家庭・地域・園・学校における読書環境の整備・充実と

相互連携

具体的取組

①中山道みたけ館(図書館)、学校図書室の整備・充実

- ・多様化している子どもの興味・関心に対応するために、図書の充実・見直しを図る。
- ・子どもや保護者が利用しやすい施設を常に念頭に置き、快適な読書空間の整備・充実に更に努める。
- ・学習センター・情報センターとしての機能を持つ学校図書館を目指した資料を収集する。

②児童館・放課後児童クラブ等への団体貸出、読み聞かせの実施

- ・子どもが立寄りやすい施設の読書環境整備として中山道みたけ館（図書館）から図書を貸出、みたけ館・学校以外の多くの場所で読書ができる環境整備をおこなう。

③子ども向け図書館だよりの発行と配布

- ・各学校図書室の新着本、推薦本及び中山道みたけ館で収蔵する子ども向け本、イベント等を「ぽけっと」に情報提供し、連携を図る。

- ・定期的な「子ども図書館だより」の発行と関係機関への配付を目指す。
- ④中山道みたけ館（図書館）図書ボランティアと読み聞かせボランティアとの交流・連携
- ・図書ボランティアと読み聞かせボランティアの交流会を定期（年2回）開催し、ノウハウの共有や相互のスキルアップにつなげる。
- ⑤学校図書室・保育園・幼稚園等における絵本等蔵書リストの作成と相互共有
- ・各図書館は蔵書リストを作成し、共有できるよう、有効活用を図る。
- ⑥中山道みたけ館（図書館）図書館司書と学校図書司書の交流による連携と情報の共有化
- ・子どもの読書活動の推進にかかる取組の主体となるのは学校であり、専門的指導に当たる学校図書司書と情報交換し、それぞれ図書の充実と活用を図る。
- ⑦中山道みたけ館（図書館）における特別な支援を必要とする子どもへの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実
- ・特別な支援を必要とする子どもに本との出会いが図られるよう施設の充実に取り組むとともに、要望があれば対面朗読サービスなどの充実に努める。また、関係機関などとの連携にも努める。
 - ・さわる絵本や点字絵本、LLブックなどの提供により、障がいのある子どもだけでなく周りの子どもや大人も一緒に楽しめる資料の利用を推進する。
 - ・外国籍の児童・生徒に向けて多言語図書の充実に努める。
- ⑧読書や情報環境の多様化への対応
- ・電子書籍について、導入に向けて調査・研究を進める。

【基本方針3】子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

■施策5 子どもの読書活動に関する情報の収集と発信

具体的取組

①子どもを持つ親への情報の発信

- ・子育てに関わる全ての機関は、乳幼児期の子どもを持つ家庭に対し、「絵本の読み聞かせがなぜ必要なのか」についての正しい情報の提供をおこなう。

②子どもの読書に関する情報の発信

- ・中山道みたけ館（図書館）は、町及び自館のHPで子ども向けの図書や参考情報、子どもの読書活動が生む成長上での有効性を的確に周知する。
- ・岐阜県総合図書目録や県内図書館ネットワークを活用し、情報提供を図る。

③子どもの読書支援、子どもの読書活動や読み聞かせボランティアに関する情報の提供

- ・子どもの読書活動支援ボランティアグループの情報や読み聞かせ等に有用な書籍情報、蔵書状況を図書館だよりや、HPを用いて情報を提供する。

④関係機関等が実施している子どもの読書活動推進の活動事例の紹介

- ・より多くの方に関心を持ってもらうとともに、ボランティア活動への自主的参画の自然増を目指す。

⑤優良図書の紹介と普及

- ・子どもと保護者がともに読み親しむ絵本や児童文学作品の紹介（日本えほん大賞受賞作品や各児童文学賞受賞作品など）を図書館だよりで随時おこなうとともに展示等を通じて利用促進を図る。

⑥子ども読書の日（4/23）を中心とした春の読書週間に展示やイベントを開催し、読書へ誘導

- ・中山道みたけ館(図書館)は、絵本・紙芝居・児童書の紹介、展示等をおこない、保護者にも「子どもに読書の大切さ」を伝え、意識の醸成を図る。

⑦読書週間に図書館集客を図る行事・催事の開催

例：映画会、大型絵本や紙芝居の読み聞かせ等

- ・中山道みたけ館(図書館)は、春（4/23～5/12）と秋（10/27～11/9）の読書週間に子どもたちが図書館に足を運びたいくなるような展示やイベントをおこなう。

5, 参考資料

■子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(平成13年12月12日公布)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

ため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

■御嵩町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成24年6月1日
教委訓令甲第4号

(設置)

第1条 子どもたちの読書活動の推進を図るため、「御嵩町子どもの読書活動推進計画」を策定することを目的として、御嵩町子どもの読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 御嵩町子どもの読書活動推進計画策定のための具体的な提案に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 小中学校校長会代表
- (3) 公立保育園園長代表及び私立幼稚園代表
- (4) 小中学校図書館主任
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員は、読書活動について優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第1条の目的を達成した時点をもって満了とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表して、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長は補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて教育委員会が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、中山道みたけ館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

1 この告示は、告示の日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。